文書番号：01-01
一般社団法人ヒトノネ

コンプライアンス規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人ヒトノネ（以下「この法人」という。）の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

第2条（職員の定義）

本規程における職員とは、役員、正職員、契約職員、パート・アルバイト、インターン等、名称や雇用条件にかかわらず、この法人の業務及び活動に関わるすべての者をいう。

第3条（基本方針）

この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第2章 コンプライアンス体制

第3条（組織）

この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事
(2) コンプライアンス委員会
(3) コンプライアンス統括部門

第4条（コンプライアンス担当組織及び責任者）

1. この法人の事務局（または総務担当）をコンプライアンスの実施等を担う部署とする。
2. この法人にコンプライアンス統括管理者（責任者）1名を置き、事務局長をもって充てる。
3. コンプライアンス統括管理者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、各種施策を立案し、実施する責務を有する。

第5条（コンプライアンス担当者）

1. この法人にコンプライアンス担当者1名を置き、総務担当者をもって充てる。
2. 統括管理者の指揮監督の下、コンプライアンス施策の実施、維持および充実に努める。

第3章 コンプライアンス委員会

第6条（コンプライアンス委員会の設置及び構成）

1. この法人におけるコンプライアンス施策の検討、推進及びモニタリングを行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
2. コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、業務執行理事（または「他の理事」）、コ

ンプライアンス統括管理者、コンプライアンス担当者をもって構成する。
3. 委員長は、コンプライアンス施策の客観性及び透明性を確保するため、外部の有識者（弁護士、公認会計士、社会保険労務士等）を外部委員として必ず委嘱・参加させなければならない。
4. コンプライアンス委員会の傘下（下部）に、実務の実施等を担う部署（事務局）を置く。

第7条（コンプライアンス委員会の所掌事務）

コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げる事項を遂行する。

(1) コンプライアンス施策の検討及び実施
(2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
(3) コンプライアンス違反事案発生時における原因究明に向けた調査、分析及び検討
(4) コンプライアンス違反に関係した者に対する厳格な処分案の検討及び再発防止策の策定
(5) 前各号の原因究明結果、関係者への処分内容及び再発防止策の公表に関する決定
(6) その他委員長が必要と認めた事項

第8条（コンプライアンス委員会の開催）

1. コンプライアンス委員会は、定例委員会として毎年1回（事業年度開始月等）開催する。
2. 委員長は、違反事案の発生時その他必要があると認めるときは、臨時委員会を随時招集することができる。

第4章 報告・相談及び処置

第9条（報告及び相談）

1. 職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部署（総務担当）又はコンプライアンス統括管理者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
2. 報告を受けたコンプライアンス統括管理者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
3. 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

第10条（コンプライアンス違反事案の処置及び公表）

1. コンプライアンス違反事案が発生した場合には、コンプライアンス委員会において速やかに原因究明を行い、再発防止策を策定・実施する。
2. 違反行為を行った職員に対しては、就業規則等に基づき厳格な処分を行う。
3. 不正発生時には、原因究明結果、関係者に対する処分内容及び再発防止策について、適切な方法により遅滞なく内容を公表するものとする。

1. る。

第11条（役職員のコンプライアンス教育）

この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

第12条（懲戒等）

1. 職員が第9条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。
2. 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、職員の場合は就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
3. 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については就業規則等の規定に従い理事長がこれを行う。

第5章 雑則

第13条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。（令和8年9月15日理事会決議）